

<資料編>

会計監査人の氏名又は名称
新日本有限責任監査法人

監査法人による監査について

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、会社法第396条第1項の規定に基づき、連結計算書類及び計算書類について新日本有限責任監査法人の監査を受けております。